

○弘前地区環境整備事務組合財務規則

〔昭和52年7月1日〕
規則第3号

改正 昭和58年4月11日 規則第2号
平成18年2月27日 規則第3号

(趣旨)

第1条 弘前地区環境整備事務組合（以下「環境組合」という。）の財務事務に関しては、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の申請及び決定等)

第2条 環境組合の補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関しては、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号）の規定による弘前市の補助金等の手続の例による。

(会計事務)

第3条 環境組合の会計事務に関しては、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）の規定による弘前市の会計事務の例による。

(契約事務)

第4条 環境組合の契約事務に関しては、弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）の規定による弘前市の契約事務の例による。

(公有財産に関する事務)

第5条 環境組合の公有財産に関する事務に関しては、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号）の規定による弘前市の公有財産に関する事務の例による。

(物品会計事務)

第6条 環境組合の物品会計事務に関しては、弘前市物品会計規則（平成18年弘前市規則第47号）の規定による弘前市の物品会計事務の例による。

(予算の執行事務)

第7条 環境組合の予算の執行事務に関しては、弘前市予算規則（平成18年弘前市規則第45号）の規定による弘前市の予算の執行事務の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。